

伊勢神宮領遠江国浜名神戸故地の水利と村落

朝比奈 新

はじめに

伊勢神宮領遠江国浜名神戸は、伊勢神宮側が国造貢進と称するように、古代からの由緒を持つ荘園であるため、様々な研究が蓄積されている^①。しかし、荘園領主伊勢神宮による支配システムが、地域社会を構成する主体である住人固有の生活空間や活動・生産領域に与えた影響を、文献史料から紐解くにはどうしても限界がある。そこで、非文献的な情報に基づき研究が必要だと考える。具体的には、近年他地域でも明らかにされつつある水利景観の復原を試みたい。

本稿では、明治期に作成された地籍図^②と静岡地方事務局浜松支局所蔵の土地台帳を基に、浜名神戸故地での聞き取り調査を行い、井堰・用水路・灌漑範囲の位置を特定し、水利景観の復原をおこなう。復原した水利灌漑を、中世史料や慶長九年（一六〇四）検地帳^③記載の田地と照合することで、中世における浜名神戸の灌漑水利体系を明らかにしていく方法を取る。そして、伊勢神宮による荘園制支配が、地域社会の生活空間や活動・生産領域に及ぼした影響を論じていくこととする。

一 浜名神戸と地域

1 中世の浜名神戸

中世の浜名神戸は、浜名湖北岸にある静岡県浜松市北区に位置してい

た。条里制が敷かれ古くから開発の進んでいた地域であり、その名は平安末期から見える。範囲は旧三ヶ日町大字岡本・只木・摩訶耶・平山・福長・佐久米・駒場・都筑・大崎・津々崎・宇志・三ヶ日（中郷）・日比沢・釣・本坂・鶴代・大谷を含む一帯と考えられている。このうち、近世には岡本・大福寺（福長）・摩訶耶・只木・平山の五ヶ村が神戸郷と呼ばれており^④、これに三ヶ日を含めた六ヶ村の範囲が、中世の浜名神戸中心地域だと考える。また、浜名神戸内には、北原御園・只木御園といった伊勢神宮の御園・御厨が多く設置されていた。伊勢神宮による支配は、惣公文・目代・刀禰といった中郷・岡本郷に拠点を持つ荘官層によって担われており、中世後期に至るまで伊勢神宮の現地管理機構は機能していたといえる。

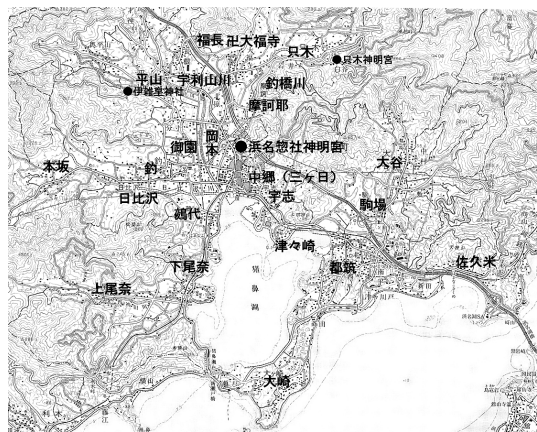


図1 浜名神戸広域図 ベースマップは1/50000地形図（国土地理院2009年発行）を使用

2 中世史料に表れる地域社会

中世の浜名神戸内には、多くの集落があり、住人の生活空間が形成されていた。寛正二年（一四六一）、浜名神戸内にある大福寺の不動堂造営の奉加帳を見ると、岡本・只木・平山・中郷・津々崎といった地域の住人から個人名での寄付が確認できる。中には岡本郷・釣郷・大谷東西郷・佐久米郷・大崎・たた木方といった郷や村落単位での寄付も行われていた。⁵⁾

一五世紀の浜名神戸内には、中郷・岡本郷・只木といった郷・村落単位でのまとまりがみられた。このうち、近世に神戸郷と呼ばれる岡本・大福寺・摩訶耶・只木・平山の五ヶ村のうち、存在が確認できる只木・岡本・平山について、次節で中世段階の水利灌漑の復元を通して住人の生活空間を明らかにしていく。

二 只木の水利

1 中世の只木

只木は旧三ヶ日町の中心部からみると北東方向にあり、釣橋川の上流域に位置する。天福元年（一二三三）九月に源貞正等が只木神明宮に施入した懸仏銘に「但木御菌」の名が刻まれていたことから、⁶⁾一三世紀には、伊勢神宮の御園が置かれていた。一三世紀後半には只木村の大工高橋市良左衛門が岡本郷の齋宮堂建立に関わっており、⁷⁾只木には住人の生活空間が形成されていた。田地の開発は、元弘四年（建武元年、一三三四）に行っていたことが確認できる。⁸⁾一四世紀前半には、沙汰人を中心に田地の開発は進められ、この時に開発した「岩井」という地名は、只木内に小字として現在も残されている。只木内では、当然「岩井」以外の場所での開発も想定できることから、次節では、中世における只木での田地開発の様子を水利灌漑の復元から具象化していく。

2 中世の水利体系の復元

土地改良事業以前の只木の水利灌漑は、幹線水路である釣橋川からの用水路と谷水のかかる範囲が中心となっている。図2に、井堰①～⑬の設置場所と用水路がかかる灌漑範囲を示した。井堰・水路・灌漑範囲は、明治期に作成された地籍図や土地台帳を基に、現地での聞き取り調査により復元したものである。なお、特に断りのないものは現地での聞き取りの成果による。復元した水利灌漑が、いつの時代まで遡れるのか、慶長九年（一六〇四）の検地帳・明治期の地籍図記載の田畠地から灌漑範囲を照合して表にまとめ、次のように①から⑬までのセギの検証を行った。只木では、井堰のことを「セギ」という言い方をしているため、セギという呼称を用いることとする。

- ① 奥谷下のセギは釣橋川上流から取水し、川の左岸を通り小字谷下の田地を灌漑していた。慶長九年の検地帳には「谷下」の田畠地が確認でき、中田一反三畝一步、下田二畝一五歩、不作田五畝一八歩の計五筆記載されている。また、明治期の地籍図には田地が二三枚確認できる。
- ② 谷下のセギは、奥谷下の少し下流に位置し、釣橋川から取水し右岸を通り、奥谷下のセギと同じく小字谷下の田地を灌漑していた。
- ③ 前田のセギは、釣橋川から取水して右岸を通り小字前田の田地を灌漑していた。慶長九年の検地帳には上田が一反八畝二〇歩、中田二反七畝九歩、下田一反三歩、不作田三反四畝の計一二筆の記載がある。明治期の地籍図にも田地二五枚、畠地六枚が確認できる。
- ④ 在ケのセギは、釣橋川の外淵橋付近に設置され、釣橋川から取水して右岸を通り小字在ケを灌漑していた。慶長九年の検地帳には地名は確認できないが、明治期の検地帳には田地一九枚畠地六枚が描かれている。そのことから検地帳の判読不明箇所に記載されている可能性が高い。
- ⑤ 川原田のセギは、釣橋川から取水して川の左岸沿いにある小字川原田

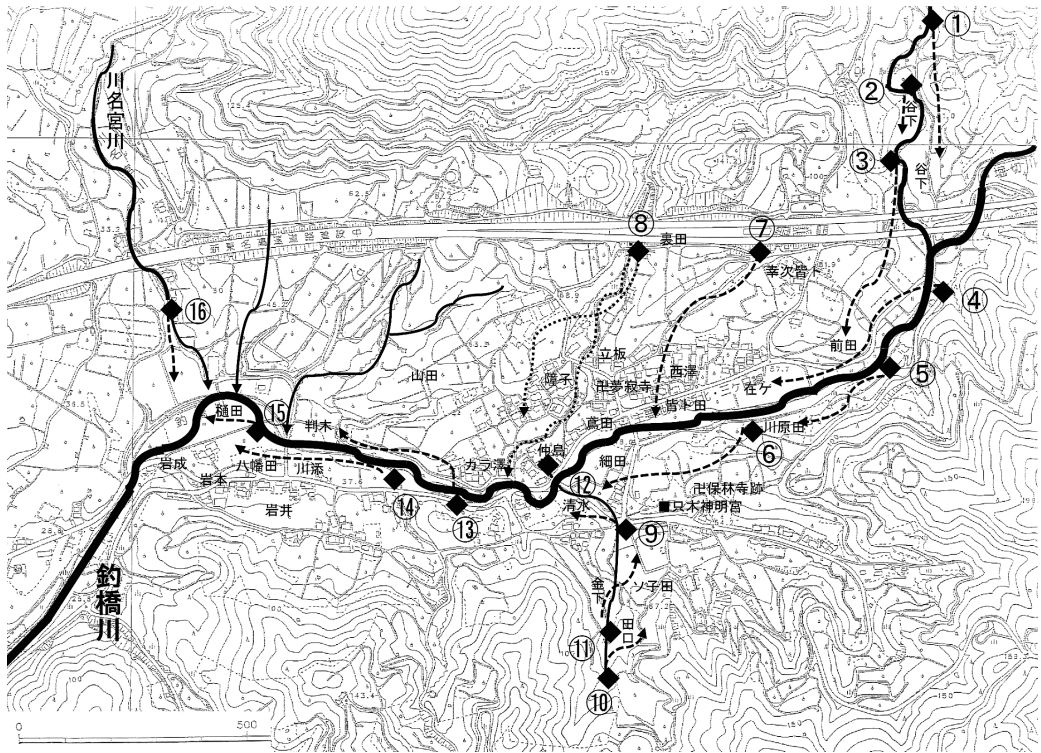


図2 只木地区水利図 (ベースの地図は浜松市発行の1/2500地形図を複製したものを使用)

の田地を灌漑していた。慶長九年の検地帳には、上田一反一畝二〇歩・中田二反六畝一八歩・下田二反一八歩、下畠一畝六歩の計九筆が記載されている。明治期の地籍図には田地六枚・畠地二枚が確認できる。⑥細田のセギは釣橋川から取水して川の左岸を通り、小字細田の田地を灌漑していた。慶長九年の検地帳には、上田一反四畝一歩が一筆確認できる。明治期の地籍図には田地一二枚・畠地一枚が描かれている。細田については、天文一三年の「大福寺領目録案」に「一丈 代百五十文 たた木ホソ田」、天文一七年の「大福寺領田地注文」にも「一丈、年未詳の「大福寺領田地注文」^①には公方寄進分として三丈の記載がある。天文年間に、一部の田地が寄進され大福寺領となっていたことがわかる。

⑦幸次皆下のセギは、垂水みたいな小さな堰が小字幸次皆下に設置されており、幸次皆下・西澤・皆下田・鳶田までを灌漑し釣橋川に合流していた。慶長九年の検地帳には幸次皆下と西澤についての記載はないが、鳶田と皆下田に関しては「とひかい」という地名が出てくることから、中世から田地開発が行われていたことがわかる。検地帳に出てくる「とひかい」とは上田三畝、下田二反一畝、中畠二反二畝四歩、下畠二畝一八歩の計六筆の耕作地が確認できる。また明治期の地籍図からは鳶田が田地三枚・畠地一枚、皆下田が田地一四枚・畠地四枚描かれている。田地一〇枚・畠地二枚が描かれている幸次皆下については、「莊司垣内」を連想させることから、中世において莊官の屋敷地であった可能性もある。

⑧裏田のセギは、小字裏田付近に設置し、裏田を通り立板・障子・カラ澤付近の田地までを灌漑していた。慶長九年の検地帳によると、裏田の字名は確認できないが、立板は一筆で下田一二歩とある。障子は中田三反四畝一四歩、下田一反五畝一〇歩、下畠一反四畝一三歩、不作

表 只木井堰別灌漑範囲と耕地形態の変化（慶長九年検地帳 / 明治期地籍図）

番号	井堰名	灌漑範囲	慶長九年検地帳 田地面積（筆数）	慶長九年検地帳 畑地面積（筆数）	明治期地籍図（枚数）
①	奥谷下セギ	谷下	中田1反3畝1歩（3） 下田2畝15歩（1） 不作田5畝18歩（1）	0（0）	田地13
②	谷下セギ	谷下	中田1反3畝1歩（3） 下田2畝15歩（1） 不作田5畝18歩（1）	0（0）	田地13
③	前田セギ	前田	上田1反8畝20歩（1） 中田2反7畝9歩（4） 下田1反3歩（3） 不作田3反4畝（4）	0（0）	田地25/ 畠地6
④	在ヶセギ	在ヶ	0（0）	0（0）	田地19/ 畠地6
⑤	川原田セギ	川原田	上田1反1畝20歩（1） 中田2反6畝18歩（3） 下田2反18歩（4）	下畠1畝6歩（1）	田地6 / 畠地2
⑥	細田セギ	細田	上田1反4畝1歩（1）	0（0）	田地12/ 畠1
⑦	幸次皆トセギ	幸次皆ト	0（0）	0（0）	幸次皆ト 田地10/ 畠地2
		西澤	0（0）	0（0）	
		皆ト田 鳶田	※とひかいと（鳶田/皆ト田） 上田3畝（1） 下田2反1畝（1）	※とひかいと（鳶田/皆ト田） 中畠2反2畝4歩（3） 下畠2畝18歩（1）	皆ト田 田地14/ 畠地4 鳶田 田地3/ 畠地11
⑧	裏田セギ	立板	下田12歩（1）		田地7 / 畠地3
		障子	中田3反4畝14歩（3） 下田1反5畝10歩（4）	下畠1反4畝13歩（5） 不作畠1反5畝27歩（3）	田地7 / 畠地9
		カラサワ	0（0）	上畠10反9畝9歩（16） 中畠3反4畝14歩（8） 下畠6畝22歩（2） 不作畠7反9畝10歩（3）	田地4 / 畠地20
⑨	宮ノ西セギ	宮ノ西	下田1反3畝18歩（1）	0（0）	田地2 / 畠地6
		清水	上田2畝14歩（1） 中田8畝25歩（1）	下畠1反8畝11歩（4）	田地4 / 畠地6
⑩	田口セギ	田口	上田6畝10歩（1） 中田1反2畝2歩（1） 下田12畝1歩（3）	上畠6畝5歩（1）	田地7
		滝ノ本	下田3反9畝15歩（3） 不作田3畝（1）	0（0）	田地5
⑪	ソ子田セギ	ソ子田	中田4畝13歩（2） 下田判読不可（5）	下畠2畝11歩（2）	田地5
		金下	上田1反6畝4歩（2） 中田1反6畝7歩（2）	下畠1畝（1）	田地2 / 畠地1
⑫	仲島セギ	仲島	0（0）	0（0）	畠地5
⑬	判木セギ	判木	下田9歩（1）	0（0）	田地7
⑭	八幡田セギ	川添	中田1反1畝1歩（1） 下田9畝20歩（1） 不作田5畝（2）	中畠1反28歩（2） 下畠7畝28歩（2）	田地10
		八幡田	※八幡前 上田5反5畝21歩（10） 下田3畝6歩（1）	中畠1反1畝26歩（5）	田地8
⑮	樋田セギ	樋田	上田1反1畝11歩（1）	0（0）	田地6
		岩本	中田1反9畝22歩（1） 下田1反1畝29歩（2）	0（0）	田地5
		岩成	中田2反3畝20歩（2）	0（0）	田地9
⑯	新戸セギ	新戸	中田2反1畝27歩（3） 下田4反4畝25歩（6） 不作田7畝（1）	0（0）	田地24

畠一反五畝二七歩の計一五筆の耕作地が確認できる。カラ澤については田地がなく、上畠一〇反九畝九歩、中畠三反四畝一四歩、下畠六畝二二歩、不作畠七反九畝一〇歩の計二九筆の畠地のみであった。明治期の地籍図には、立板が田地七枚・畠地三枚、障子が田地七枚・畠地九枚、カラ澤が田地四枚・畠地二〇枚が描かれている。中世段階では、山からの水源を利用し、立板と障子の田地を灌漑していたと考えることができる。

⑨宮ノ西のセギは、只木神明宮の西側に架かる参宮橋付近の小字宮ノ西から取水し、小字清水付近の田地までを灌漑していた。慶長九年の検地帳には、宮ノ西は下田一反三畝一八歩の一筆、清水は上田二畝一四歩、中田八畝二五歩、下畠一反八畝一一歩の計六筆が記載されている。明治期の地籍図には宮ノ西の田地二枚・畠地六枚、清水は田地四枚・畠地六枚が描かれている。

⑩田口のセギは、小字田口付近からの谷水を利用し、田口・滝ノ本付近の田地を灌漑していた。慶長九年の検地帳には、田口が上田六畝一〇歩、中田一反三畝二歩、下田一二畝一歩、上畠六畝五歩の計六筆、滝ノ本が下田三反九畝一五歩、不作田三畝の計四筆が確認される。明治期の地籍図には、田口の田地が七枚で滝ノ本の田地が五枚描かれている。

⑪ソ子田のセギは、小字ソ子田と金下・滝ノ本の一部を灌漑していた。慶長九年の検地帳には、ソ子田が中田二筆四畝一三歩、下田が五筆記載されているが面積に関して一部判読できなかった。その他下畠が二筆二畝一歩確認できる。金下については、上田一反六畝四歩、中田一反六畝七歩、下畠一畝の計五筆記載されている。明治期には地籍図にソ子田が田地五枚、金下が田地二枚・畠地一枚が描かれている。

⑫仲島のセギは、八幡橋付近に設置され釣橋川から取水していた。慶長九年の検地帳には記載はなく、明治期の検地帳にも田地は描かれてお

らず、畠地のみ五枚確認できる。

⑬判木のセギは、正式な名称は不明だが、小字カラ澤付近の釣橋川から取水して判木の田地を灌漑していた。慶長の検地帳には、下田九歩と一筆記載されている。明治期の地籍図には田地七枚描かれている。天文一三年の「大福寺領目録」には「はんのき原」で三丈と記載されており、一部が大福寺領として寄進されていた。

⑭八幡田のセギは、小字植杉付近に設置され釣橋川から取水し、川の左岸である川添の田地を通り・八幡田までを灌漑していた。慶長九年の検地帳には、川添が中田一反一畝一歩、下田九畝二〇歩、不作田五畝、中畠一反二八歩、下畠七畝二八歩の計八筆記載されている。八幡田については「八まん前」の記載は見えるが、八幡田にそのまま比定できるかはわからない。八まん前の面積は上田五反五畝二一歩、下田三畝六歩、中畠一反一畝二六歩の計一六筆記載されている。明治期の地籍図には川添が田地一〇枚、八幡田が田地八枚描かれている。

⑮樋田のセギは、判ノ木橋付近に設置され、釣橋川から取水し小字樋田・岩本・岩成の田地を灌漑していた。慶長九年の検地帳には、樋田が一筆で上田一反一畝一歩、岩本が三筆で中田一反九畝二二歩、下田一反一畝二九歩、岩成が二筆で中田二反三畝二〇歩の記載が確認される。明治期の地籍図にも樋田が田地六枚、岩本は田地五枚、岩成は田地九枚描かれており、中世から一貫して田地が耕作されていたことがわかる。天文一七年の「大福寺領田地注文」に「とい田かわら 一丈」とあり、「樋田」の地名がみえることから、一部が大福寺領として寄進されていた。

⑯新戸のセギは、正式な名称は不明だが、川名宮川に設置され小字新戸の田地を灌漑していた。慶長九年の検地帳には中田二反一畝二七歩、下田四反四畝二五歩、不作田七畝の計一〇筆記載されている。明治期

の地籍図には田地二四枚描かれている。

以上のように、聞き取り調査で明らかとなった灌漑範囲は、慶長九年の段階でも耕作地としての利用が確認された。聞き取りによる水利秩序は、中世段階にはすでに形成されていたといえる。只木では、遅くとも一四世紀後半には田地の開発が行われ、中世後期には、多くの田畠地が耕作されるようになっていた。このような田地を潤す只木の水源は、幹線水路である釣橋川や谷水であることが確認できた。

三 岡本の水利

1 岡本の景観

岡本は、浜名神戸のほぼ中央に位置する。近世には岡本村と称しているが、その村内は、さらに分寸・御園・北原・神戸といった四つの集落に分かれていた。北原・御園という地名からもわかるように、岡本郷内の一部は伊勢神宮領の北原御園であった。岡本には城山と呼ばれる共同墓地があり、方五〇メートルほどの台地を土居で囲み、幅三メートル深さ二メートルの堀が東側にあったことから、中世の荘官居館跡だと言われている⁽¹²⁾。鎌倉後期の岡本郷には、荘官である刀禰が居住しており、浜名神戸の荘園経営の中心であったと考えられる。

景観は、基本的には条里制地割の段丘上の微高地などの縁辺部に、荘官層・名主の屋敷や垣内があり、それに付随して寺社が存在し、集落が形成されていた。荘官層の屋敷周辺には、オオガイトなどの地名が残り、垣内畠が付随していた。田地は宇利山川を挟んだ東西に広がる。ほとんどが条里地割で、畠地は西側の字分寸・アラヤ、東側の目代や庄屋屋敷付近と八幡宮付近の微高地で確認できる。幹線水路は宇利山川と釣橋川がある。宇利山川は、岡本の東西を分断する形で、北から南へほぼ直線に流れている。岡本の東側には釣橋川があり、北から南に流れている。

この二つの河川が岡本の南側で合流し、猪鼻湖に注がれる。水量や伏流水は宇利山川の方が多く旱魃にも強いが、釣橋川は旱魃には弱かった。

中世の旧河道については、天正一三年（一五四四）に作成された、「大福寺領目録」などに記載されている「川成」から情報を引き出した⁽¹³⁾。川成は松下・神下・アシロに見えることから、宇利山川は、若干東西に河道を移動することがあった。昭和に入っても、松下や神下は、堤防がなく大水の際、水で溢れてしまう場所であった。基本的に宇利山川や釣橋川について、明治期作成の地籍図を見る限りでは、河川改修前と比べても、大きく河道が代わることはなかった。

河川改修が行われる以前は、釣橋川には、神戸橋付近に「伝べえ淵」と呼ばれる水泳場があった。背後は竹藪となっていて、松や櫻の大きな木もあり、夜は近寄りたいたいくらい不気味な場所であったという。「伝べえ淵」から数十メートル下流に、「飛び子」と呼ばれる大きな飛び石が対岸の三ヶ日地区まで並べられており、まだ橋がなかった江戸時代は、人々は大きな飛び石を渡って三ヶ日地区と岡本地区を往来していた。子供の遊び場や洗濯場として利用されていたという。

2 水利体系の復原

岡本の井堰・水路・灌漑範囲を記載した図3は、明治初期の地籍図・土地台帳を基に、現地での聞き取り調査により復原したものである。宇利山川に設置していたのは、A地点の松下井堰・B地点の横井井堰、図には記載していないが、少し上流にある深萩橋付近に一つあった。釣橋川からは・C地点の川崎井堰・D地点の柿木田井堰・E地点の大柳井堰・F地点の実相井堰・三ツ橋井堰を通して取水していた。分寸川はG地点のカラサワ井堰から取水していた。コンクリートの堰ができる以前は、竹の杭を打ち木の枝などを上に掛けた「しがら」で堰を作っていた。そ



図3 岡本地区水利図（ベースの地図は浜松市発行の1/2500地形図を複製したものを使用）

それぞれの水路の管理や「しがら」の修理費は岡本の地区からまとめて出していた。

この復原した水利・灌漑範囲が、中世までさかのぼれるのか検証してみたい。まず、一六世紀に作成された「大福寺領目録案」などに記載の田地と、復原した灌漑範囲を照合していく。まず、宇利山川にある井堰から取水の様子をみていく。Aの松ノ下井堰は、宇利山川から取水して左岸の条里型地割の松ノ下・神下・森下を灌漑していた。松ノ下・神下の地名は天文年間の大福寺領からも確認できる。Bの横井井堰は、宇利山川左岸の条里型地割のツン田・アシロ・鎌田・三田までを灌漑していた。そのうちアシロ・鎌田・三田の地名は天文年間の大福寺領からも確認できる。ツン田やアシロは水が湧き出るような土地であったという。

続いて釣橋川をみていく。Cの川崎井堰は左岸を通り川崎の田地を灌漑していた。Dの柿木田井堰は、釣橋川左岸の柿木田付近を灌漑してい

た。Eの大柳井堰は、釣橋川右岸の条里型地割の大柳・ヤコウ・ニンバリ・大ガネ付近まで灌漑していた。鎌田・大柳は腰までつかるくらい深い沼田で、木を田に入れてないと歩けないくらい水は豊富であったという。三ツ橋井堰は、場所は確認できなかったが、釣橋川左岸の三ツ橋の田地を灌漑していたと考える。Fの実相井堰は、釣橋川との合流地点付近から右岸の実相田を灌漑していた。実相田とは、中世史料にも登場する大福寺実相坊の田地を指すことから中世由来の井堰であると考える。それ以外の場所では、釣橋川右岸の左田は水の確保に苦労しており、大官田・野中付近は水がすぐ乾く荒地であった。御園・シツ平などは、雨が降ると沢の水を利用していったという。分寸川にあるカラサワ井堰は、山田付近を灌漑していた。

以上、近代の土地改良事業により、水利体系は整備されたものの、水利は中世の井堰からの取水を踏襲していたと考える。さらに、灌漑範囲には、荘官層の名田が数多く含まれていることから、伊勢神宮領荘園の経営拠点として、岡本が只木や平山よりも、早い段階で開発が進んでいたことを裏付ける。

四 平山の水利

1 中世の平山

平山は、岡本の北西にあたる宇利山川の上流域に位置している。集落は本村と江戸期に開発された奥平山がある。平山の歴史は古く、小字カミと呼ばれる地域には、奈良時代から人が住んでいたという言い伝えがある。カミ地域の地割が他地域と比べて極端に狭いことや、誰のものか不明な墓や住居跡が存在したという話があることから、中世以前から人が住み始めていたようである。

中世の平山に関しては、寛正二年（一四六一）一二月の大福寺不動堂

の棟上に際し、平山の陵苔・七郎左近・太郎左近による銭の奉加がみえる。⁽¹⁶⁾ 奉加した人物の一人陵苔は、文明六年（一四七四）六月一二日、浜名神戸刀禰名のうち河崎の地二杖を大福寺に寄進した凌音庵悟溪であり、悟溪宗頓という説がある。悟溪宗頓は尾張国丹羽郡の人で、文明二年に勅を奉じて京都の大徳寺五二世住持となり、文明一六年には妙心寺住持を務めた高僧であった。⁽¹⁸⁾ 平山には「リヨウテ」と呼ばれる地名が残っており、その場所に戦乱を避けて母親とともに移り住んだと伝えられる。⁽¹⁹⁾ 天正一二年（一五八四）には、平山の八王子宮棟札から村人年寄七人の名が確認できることから、⁽²⁰⁾ 一六世紀には近世へとつながる平山村が形成されていた。

2 水利体系の復原

平山の水利を見ていくと、川から取水する際、川の中にイバラと呼ぶ堰を作っていた。イバラとは水路に水が行き渡るように、川の中で水の流れを遮る構造物である。川の中に松の杭を並べて打ち、杭の間に赤土を詰めて水をせき止めていた。イバラは五〇ヶ所程あり、上流に設置したイバラをはずし、夜に水を盗むと村八分になったという。一つのイバラに水が入らなくなると番水といって時間で割って均等に田地に水が入るようにしていた。昭和一九年（一九四四）に耕地整理、戦後には河川改良がおこなわれ、水田も現在ははその多くがみかん畑に代わっており、現況を留めているものは少ない。そのため、聞き取り調査による井堰・水利・灌溉範囲の復原をおこなった。平山の井堰（イバラ）・水利・灌溉範囲を記載した図4は、まず明治期の地籍図と土地台帳を基に、現地での聞き取り調査により復原したものである。図4を参考に説明していくとする。

宇利山川に設置したイバラからみていく。地図上のA地点にあるイバ

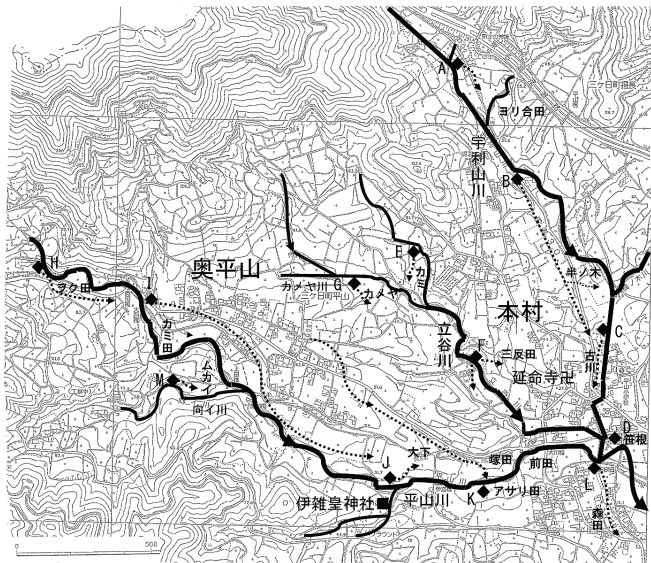


図4 平山地区水利図（ベースの地図は浜松市発行の1/2500地形図を複製したものを使用）

ラは規模は小さく、宇利山川上流から取水し左岸にあるヨリ合田の田地を灌溉していた。B地点のイバラは宇利山川から取水し、右岸にある半ノ木の田地を灌溉していた。C地点のイバラは、宇利山川から取水し、右岸にある古川の田地を灌溉していた。古川には延命寺の田地が多かったという。D地点のイバラは、宇利山川が立谷川と合流する地点から取水し、水路を通じて笹根の田地を灌溉していた。

立谷川にあるイバラをみていく。E地点のイバラは、立谷川上流から取水し、右岸にあるカミの田地を灌溉していた。F地点のイバラは立谷川から取水し、三反田の田地を灌溉していた。G地点のイバラは、立谷

川に合流するカメヤ川から取水し、右岸にあるカメヤの田地を灌漑していた。

平山川にあるイバラをみていく。J地点のイバラは平山川から取水し右岸にあるラク田の田地を灌漑していた。I地点のイバラは規模が大きく、水路も幅が広くしっかりしていた。平山川から取水し左岸を通りカミ田の田地を灌漑していた。J地点のイバラは、伊雑皇神社の北側に位置し、平山川から取水し左岸にある大下の田地を灌漑していた。K地点のイバラは平山川から取水しアサリ田・塚田・前田の田地を灌漑していた。L地点のイバラは、平山川が宇利山川と合流する手前から取水し右岸の森田の田地まで灌漑していた。昭和三〇年頃からは川が合流する少し下流にイバラを設けている。平山川に合流する向イ川にあるM地点のイバラは、向イ川から取水し左岸にあるムカイの田地を灌漑していた。

以上のように、平山の水利と灌漑範囲をみてきたが、宇利山川とその支流である立谷川・平山川・向イ川・カメヤ川に井堰を設置し、そこから取水していることが確認できた。

おわりに

本稿では、浜名神戸故地只木・岡本・平山の水利体系について、現地調査成果をもとに明らかにした。その結果、只木の水利灌漑が慶長九年の検地帳の耕作地と一致することが判明した。調査によって得た水利灌漑の淵源を中世に求めることができた。近代以降の水利景観がそのまま中世から継続しているわけではないが、中世での開発が後世の水利体系に影響を及ぼしたことは間違いない。

その調査成果を踏まえ、中世伊勢神宮による荘園制支配が地域社会の生活や生産領域に与えた影響について考えてみる。岡本は条里制が敷かれ、河川灌漑のできる釣橋川と宇利山川の合流する中・下流域に位置し、

開発には好都合な地域であった。そのため荘官層の屋敷や名田が多く存在する。浜名神戸の中でも早い段階で住人の生活空間が形成されたものと考えることができる。

釣橋川上流域に位置する只木でも、谷水や河川を水源として、中世後期には、現在に近い灌漑水利体系が形成されていたことがわかった。史料上にある開発田の事例から勘案して、一四世紀後半には開発が行われていたことが確認できる。同じような条件で河川上流域に位置する平山に關しても、宇利山川やその支流である平山川や立谷川といった小河川や谷水を水源とした灌漑水利体系を形成していた。文献史料からは中世での開発の痕跡は確認できないが、一五世紀には住人の存在がみられることから、只木と同じように、一四世紀には開発は行われていて、中世後期には近代にまで継続するような水利景観が作られたのではないだろう。只木・平山は、宇利山川の中・下流域に位置する岡本に比べて生産性は低かったと考えられるが、開発の時期が伊勢神宮による荘園支配と重なる点に注目すると、荘園制が住人の生活空間の形成に影響を及ぼしていたことが裏付けられる。

紙幅の都合で割愛せざるを得なかった荘官名の考察や浜名神戸内の他地域の水利灌漑については、今後別稿にて論じたいと考えている。

注

(1) 中世の浜名神戸の研究史については、朝比奈新「中世伊勢神宮領にみられる多元的支配権の性格——大福寺・摩訶耶寺問本末訴訟を通して」〔『史苑』七五―一、二〇一五年〕注(2)参照。

(2) 「三ヶ日町地籍図(仮称)」(浜松市立中央図書館所蔵)。今回、浜松市立中央図書館のご厚意で、同館が所蔵する明治期作成の三ヶ日町全域に渡る地籍図の調査・撮影をおこなうことができた。

- (3) 「慶長九年七月只木検地帳複製写真」(静岡県歴史文化情報センター所蔵)。
- (4) 「遠江国風土記伝抄」(『浜松市史史料編四』二〇五頁)。
- (5) 寛正二年大福寺不動堂建立記(『大福寺文書』、『静岡県史資料編6 中世』二四二三号)。以下、「大福寺文書」は「大」、『静岡県史資料編5 中世』は「県5」、『資料編6』は「県6」などと略記する。朝比奈新「莊園鎮守・莊園祈禱所と地域社会」(『鎌倉遺文研究』三六、二〇一五年)。朝比奈新「伊勢神宮領莊園における寄進行為の実態——遠江国浜名神戸を事例として——」(『人民の歴史学』二二〇、二〇一六年)。
- (6) 天福元年九月日懸仏銘(『只木神明宮所蔵』、『県5』七七四号)。
- (7) 文永一二年一月棟札銘(『初生衣神社所蔵』、『県8 付録一』六五号)。
- (8) 元弘四年八月二日忍願弥四郎連署寄進状(『大』、『県6』四九号)。
- (9) 天文一三年一月一八日大福寺領目録案(『大』、『県7』一七〇〇号)。
- (10) 天文一七年八月大福寺領田地注文(『大』、『県7』一九二二号)。
- (11) 年未詳大福寺領田地注文案(『大』、『県7』一七〇一号)。
- (12) 高橋佑吉『重修浜名史論上・下完』(『浜名史論刊行会』一九七八年)。
- (13) 前掲注9・10・11史料。年未詳大福寺領永地注文案(『大』、『県7』一七〇二号)。年未詳大福寺領永地注文案(『大』、『県7』一七〇三号)。
- (14) 前掲注9・10・11史料。
- (15) 東京女子大学民俗調査団『平山の民俗——静岡県引佐郡三ヶ日町平山——』(東京女子大学民俗調査団、一九九〇年) 八頁。
- (16) 前掲注5史料。
- (17) 文明六年六月二日悟溪寄進状(『大』、『県6』二六一五号)。
- (18) 「本朝高僧傳卷第四十三」(『大日本佛教全書』第六十三卷 史伝部二、講談社、一九七二年) 二六二頁。
- (19) 三ヶ日町郷土を語る会編『郷土 三ヶ日町の歴史を語る人びと』(三ヶ日町郷土を語る会、二〇一一年) 九二頁。
- (20) 天正一二年八王子宮棟札(『伊雜皇神社蔵』、『県25』一〇九六頁) (あさひなあらた 東京大学史料編纂所学術支援専門職員)